

🔦 暮らしの豆知識 個人輸入などで購入した海外製品に注意!

【事例】 SNSで知り合った人から購入した海外製のダイエットゼリーを食べたところ、体調が悪くなった。この商品を食べると同時に症状が出た人が他にもおり、怪しいと思い商品を調べると、血糖値の上昇を抑える成分が含まれていることが分かった。

また、この商品について、国内で承認されていない医薬品成分が検出されたと聞き、不安に思っている。

個人輸入や輸入代行を利用して海外製の医薬品や健康食品などを購入すると、正規輸入品より安く商品を購入できるため、利用する人が増えています。

しかし、安易に個人輸入などを利用すると健康被害につながることもあり、注意が必要です。これまでも個人輸入などで購入した海外製品を使用し、健康被害が起きた事例が多く報告されています。また、商品を購入した際や使用した際に何かトラブルが起きたとしても、自己責任で対応することとなります。

【消費者へのアドバイス】

- ①個人輸入や輸入代行で海外から購入した製品は、日本での安全性や有効性が確認されていません。
- ②正規の流通品とは異なる劣化品や偽造品の場合があります。
- ③自己判断で製品を使用すると危険なことがあります。また、副作用などが起きた時、対処方法が不明な場合もあります。
- ④海外製品を個人輸入や輸入代行で購入する際は、十分にリスクを理解し、医師や薬剤師といった専門家に相談するなど、購入する必要があるのか検討しましょう。
- ⑤困った時は、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談ください。

問八潮市消費生活センター(受付は商工観光課) ☎0336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

隣地から越境してきた枝について

質問 隣地(B土地)の枝が、私(A)の土地に越境してきて困っています。越境している部分を私の方で切り取ってもよいでしょうか。

回答 お隣から枝が越境してきている場合、現在の民法では、「竹木の所有者にその枝を切除させることができる」とされています。つまり、枝の所有者に切り取るよう請求できるだけであり、自ら切り取ることは認められていません。したがって、質問のケースでは、B土地(正確にはその竹木)の所有者に対し、枝を切断するよう要求できるだけであり、Aさん自ら切断することはできません。そのため、B土地の所有者が応じない、または連絡がつかないという場合には、裁判所に訴えを提起し、越境している枝の切除を命じる判決を獲得し、その判決に基づいて強制執行を申し立てるといった手続を経る必要がありました。

しかし、このような手続はあまりに迂遠であり、所有者不明土地が社会問題化している実情には必ずしも適合しておりませんでした。

そこで、近年、この部分に関する民法が改正され、次のいずれかに該当する場合には、Aさん自ら枝を切除することができるようになりました。すなわち、①竹木の所有者に枝を切除するよう催告したが、相当期間内に切除されないとき②竹木の所有者を知ることができずまたは所在を知ることができないとき③急迫の事情があるときの3つです。実際に切除する場合、後のトラブル防止のため写真などの資料は保管しておくべきです。枝の切除に要した費用は原則その竹木の所有者に請求できると考えられていますので、費用の資料も残しておくべきでしょう。この改正は、令和5年4月1日から施行される予定です。なお、質問のケースが「枝」ではなく「根」の場合、現在の民法でもAさん自らが切除することができます。

問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 黒澤洋介(弁護士)

12月各種無料相談

☎996-2111

★年末年始(12月29日(木)~1月3日(火))はお休みです。

※来庁(館・所)による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。



⑥ 司法書士相談 問秘書広報課 ☎0373
土地・建物の所有権移転登記、相続登記などについての相談
※12月1日(木)午前9時から電話予約
日12月15日(木) 午後1時~4時
場市民相談室
定6人(電話による事前予約制)

⑦ DV相談 問人権・男女共同参画課 ☎811
DV被害(配偶者からの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応)
日毎週月・金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時
※面談の場合は要予約
☎996-3955(DV相談支援室専用電話)

⑬ 消費生活相談 問商工観光課 ☎0336
悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)
日毎週月~金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時
場消費生活センター
※受付は商工観光課

⑭ 内職相談 問商工観光課 ☎0274
内職の求人、求職のあせせん、および相談(内職相談員が対応)
日毎週火曜日 午前10時~正午 午後1時~3時30分
場市民相談室

① 法律相談 問秘書広報課 ☎0373
法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応)
※2日前の水曜日午前9時から電話予約
日毎週金曜日 午後1時20分~4時
場市民相談室
定8人(電話による事前予約制)

⑧ 女性相談 問人権・男女共同参画課 ☎811
夫婦関係などさまざまな悩みごとについて、心理士やカウンセラーが心の整理をお手伝いします(女性限定)
日毎週火~木曜日 午前10時15分~午後0時30分 午後1時30分~3時45分
場駅前出張所内相談室
定4人(電話による事前予約制)

⑮ 若年者就職相談 問ゆまにて ☎996-0123
若年者(おおむね40歳未満、学生など)の就職、転職、職業能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)
日12月7日(水)・21日(水) 午前10時~正午 午後1時~4時
場勤労青少年ホームゆまにて
定5人(電話による事前予約制)

② 税理士相談 問秘書広報課 ☎0373
相続税など税金全般についての相談
※11月21日(月)午前9時から電話予約
日12月5日(月) 午後1時~4時
場市民相談室
定6人(電話による事前予約制)

⑨ 人権相談 問人権・男女共同参画課 ☎811
不当な差別や偏見、プライバシーの侵害など人権に係るさまざまな悩みについての相談(人権擁護委員が対応)
日12月8日(木) 午前10時~午後4時
場第2会議室
※12月は特別人権相談

⑯ 教育相談 問教育相談所 ☎995-0077
児童・生徒の言動やいじめ・不登校に関することなど教育についての相談(専任教育相談員が対応)
日毎週月~金曜日 午前9時30分~正午 午後1時~4時
場教育相談所(八條小学校西隣)

③ 不動産相談 問秘書広報課 ☎0373
土地・建物の売買、賃貸や空き家の利活用など、不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応)
日12月12日(月) 午後1時~4時 12月26日(月) 午前9時~正午
場市民相談室

⑩ 心配ごと相談 問社会福祉協議会 ☎995-3636
日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)
日12月7日(水)・21日(水) 午後1時~4時
場身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616 (心配ごと相談専用電話)

⑰ 家庭児童相談 問子育て支援課 ☎0472
子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)
日毎週月~金曜日 午前9時~正午 午後1時~4時
場家庭児童相談室

④ 暮らしの相談 問秘書広報課 ☎0373
日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)
日12月14日(水) 午後1時30分~3時30分
場市民相談室

⑪ 生活困窮者自立相談 問社会福祉課 ☎0493
経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応)
日毎週月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分
場社会福祉課 ☎949-6317 (生活困窮者自立相談支援専用電話)

⑱ 子育てコーディネーター 問子育て支援課 ☎951-0229
就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談
日毎週月~金曜日 午前10時~午後4時
場やしお子育てほっとステーション

⑤ 行政書士相談 問秘書広報課 ☎0373
紛争のおそれのない相続・遺言などの書類作成および官公庁へ提出する書類・申請書の作成などについての相談
日12月19日(月) 午後1時~4時
場市民相談室

⑫ こころの健康相談 問保健センター ☎995-3381
不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応)
日12月5日(月) 午後1時~2時30分
場保健センター
定2人(電話による事前予約制)

⑲ 休日・夜間納税相談 問納税課 ☎0330
市税・国民健康保険税の納付についての相談
日12月4日(日) 午前9時~午後4時
毎週木曜日 午後5時15分~7時
場納税課

〈広告欄〉

広告募集 「広報やしお」へ掲載する広告を募集しています。詳しくは、秘書広報課(☎0423)へお問い合わせください。